- ■訪問看護基本療養費(|)(||)の加算
 - ①緊急訪問看護加算

月14日目まで2650円/回・月15日目以降2000円/日 定期的な訪問看護以外で、利用者や家族の求めに応じて医師の指示により 連携する訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行う。 (日時、内容および対応状況を記録へ記載すること)

②難病等複数回訪問加算

別表7、別表8等の疾病に記載された患者、特別訪問看護指示書を受けた患者 に対し1日に2回または3回以上訪問看護を実施した場合

2回/日訪問: 同一建物内1~2人 4500円/日

同一建物内3人以上 4000円/日

3回以上/日の訪問:同一建物内1~2人 8000円/日

同一建物内3人以上 7200円/日

③長時間訪問看護加算 5200円/回

1回の訪問時間が90分を超えた場合、週1日に限り算定。 別表8に該当の患者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている患者 15歳未満の超重症児または準超重症児

4)乳幼児加算

6歳未満の利用者に対し、訪問看護を行った場合に1日につき1回限り 1300円、基準告示第2の4に該当する者は1800円を加算

~基準告示台2の4~

- ・超重症時または準超重症児
- ・別表第7に掲げる疾病等の者
- ・別表第8に掲げる者

⑤複数名訪問看護加算

1人以上の看護職員と同時に複数の看護師等やその職員による訪問看護を行った場合 〜算定対象〜

- 1)別表第七に掲げる疾病等の者
- 2)別表第八に掲げる者
- 3)特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- 4)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- 5)その他の利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者
- 6)その他の利用者の状況等から判断して1)~6)のいずれかに準ずると認められる者

イ:看護職員+看護師等(週1回まで) 同一建物内1~2人 4500円/回

1)~6)対象

同一建物内3人以上 4000円/回

口:看護職員+准看護師(週1回まで) 同一建物内1~2人 3800円/回

1)~6)対象

同一建物内3人以上 3400円/回

ハ:看護職員+その他職員(週3回まで)同一建物内1~2人 3000円/回

4)~6)対象

同一建物内3人以上 2700円/回

二:看護職員+その他職員(無制限) 1日1回… 同一建物内1~2人 3000円/回

口口。 问一定初约 1 ~ 2 八 3000 门

1)~3)対象

同一建物内3人以上 2700円/回

1日2回··· 同一建物内 l ~ 2 人 6000円/回

同一建物内3人以上 5400円/回

1日3回以上… 同一建物内 1 ~ 2 人 10000円/回

同一建物内3人以上 9000円/回

※看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)

※看護師等(保健師・助産師・看護師・PT・OT・ST)

※その他職員(看護師等・看護補助者)

⑥夜間・早朝/深夜訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて夜間早朝・深夜に訪問看護を行った場合。緊急訪問看護加算と併用算定可

夜間(18:00~22:00)早朝(6:00~8:00) 2100円/日

深夜(22:00~6:00) 4200円/日

⑦特別地域訪問看護加算

ステーションの所在地から利用者宅までの訪問に片道1時間以上要する 利用者の訪問看護を行った場合

基本療養費の50/100

~該当地域~

- ・離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として 指定された離島の地域
- ・奄美郡島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美郡島の地域
- ・山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村の地域
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域
- ・過疎地域時自立促進特別措置法第2条1項に規定する過疎地域
- ・沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島

- ■訪問看護管理療養費の加算
 - ①24時間対応体制加算

利用者又はその家族から、営業時間外でも電話などにより看護に関する 意見を求められた場合、常時対応できたり必要時緊急時訪問ができる 体勢にある。

- ・6520円/月
- ・6800円/月(看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合。下記アまたは イを含む2項目以上を満たしていること)
- ~看護業務の負担軽減の取り組みとは~
 - ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保(遅出出勤などでの工夫)
 - イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回まで)
 - ウ 夜間対応後の暦日の休日確保
 - エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫
 - オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減
 - カ 電話等による連絡および相談を担当するものに対する支援体制

②特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者(別表8)に対し常時対応できる体制や管理できる体制 にある

5000円/月

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は 在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を 受けている状態
- ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者 2500円/月
- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法 指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法 指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧疾患症患指導管理を受けている状態にある者
- ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者
- ・真皮を越える褥瘡の状態にある者 1)NPUAP分類III 度又はIV度
- 2)DESIGN-R分類 D3、D4又はD5
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- ③退院時共同指導加算・特別管理指導加算(退院時共同指導加算の上乗せ加算)

8000円/回

保険医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療員に入院中(入所中)で 退院(退所)にあたり利用者へ訪問看護師等(准看護師を除く)が当該主治医または その職員と共に在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合 (別表7・8について複数日に実施した場合2回算定可能)

特別管理指導加算上乗せ 2000円/回

退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に 該当する利用者についてさらに算定できる

- ※初回の訪問看護が行われる前に死亡や再入院した場合は算定不可
- ※訪問看護管理療養費を算定する月の前月に行った場合も算定可
- ※訪問看護記録書に記録すること

4)退院時支援指導加算

退院日に療養上の退院支援指導が必要な別表7.8の利用者、

退院日の訪問看護が必要であると主治医から指示された者に対して訪問看護師等 (准看護師を除く)が退院日に療養上の必要な指導を行った場合

- ・6000円/回
- ・8400円/回(長時間訪問看護加算が認められている状態の者に対し、90分を超えて 必要な指導を行った場合、又は当日複数回の訪問となり合計90分を 超えた場合)

⑤在宅連携指導加算 3000円/月 ※月1回限り

在宅療養している利用者であり通院困難な者について、利用者又はその家族などの同意を得て2回/月以上、医療機関関係職種間で文書などにより共有された情報を基に、利用者又はその家族等に対し指導等を行った場合

⑥在宅患者緊急時等カンファレンス 2000円/回 ※月2回限り

在宅療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保健医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護師(准看護師を除く)が参加して利用者に関わる医療関係職種間等が共同でカンファレンスを行い、共同で利用者や家族等に対し指導を行た場合

⑦精神科重症患者支援管理連携加算

精神科訪問看護指示書で訪問する利用者に対して精神科在宅患者支援管理料2を 算定する利用者の主治医が属する医療機関と連携し当該医療機関の職員と共同で 会議を行い支援計画を策定、定期的に精神科訪問看護を実施した場合に算定

・8400円/月

訪問看護は週2回以上。チームカンファレンスを週1回以上開催。 2月に1回以上は共同カンファレンスを開催。 ・5800円/月 訪問看護は月2回以上。チームカンファレンスを月1回以上開催 必要に応じて共同カンファレンスを開催。

⑧看護・介護職員連携強化加算 2500円/月

訪問看護の看護師又は准看護師が口腔鼻腔内。気管カニューレ内部の喀痰吸引、 胃瘻もしくは腸瘻による経管栄養又は経鼻栄養を必要とする利用者に対し 介護職員等が実施する喀痰吸引等の業務が円滑に行われるよう 主治医の指示により喀痰吸引に関わる計画書や報告書の作成、緊急時等の対応 等についての助言、介護職員等に同行し喀痰吸引等の業務実施状況について の確認を行っている場合

⑨専門管理加算 2500円/月

訪問看護ステーションの緩和ケア、褥創ケアもしくは人工肛門ケア及び 人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を 修了した看護師が1月に1回以上、指定訪問看護を行うとともに計画的な 管理を行った場合

~算定対象~

- イ 緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の 研修を受けた看護師が下記の利用者に指定訪問看護と計画的な管理を行った 場合
 - ・悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている利用者
 - ・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者
 - ・人工肛門もしくは人工膀胱造設しているもので管理が困難な利用者
- ロ 特定行為研修を修了した看護師が、主治医から交付を受けた訪問看護指示書 および手順書に基づき、下記利用者に対して指定訪問看護と計画的な 管理を行った場合
 - ・主治医が手順書を交付した利用者に限る
 - ・対象の特定行為は、気管かニューレ交換、胃瘻カテーテルもしくは 腸瘻カテーテルまたは胃瘻ボタンの交換、膀胱瘻カテーテルの交換、 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する 陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に 対する輸液による補正

⑩訪問看護医療DX情報活用加算

健康保険法に規定する電子資格確認を行う体制を有し、利用者の同意を 得てオンライン資格システムにより診療情報、薬剤情報等を取得・活用して 訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合 50円/月

- ■訪問看護情報提供療養費
- ①訪問看護情報提供療養費 1

1500円/月

以下、算定対象者について利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する 市区町村、指定特定相談支援事業所から求めに応じて、指定難病看護の状況を 示す文書を添えて福祉サービスを有効に提供するために必要な情報を提供した 場合。

訪問看護を行った日から2週間以内に情報提供する。一人の利用者に対し1カ所の事業所に限り算定。

~算定対象~

別表第七及び第八の利用者 精神科障害有する者はまたはその家族等 18歳未満の児童

②訪問看護情報提供療養費2

1500円/月

以下、算定対象者について利用者及び家族の同意を得て、当該学校等 (保育所等、幼稚園を含む)からの求めに応じて、医療的ケア実施方法等の指定訪問看護の 状況を示す文章を添えて必要な情報を提供した場合。

利用者一人につき各年度1回限り(入園もしくは入学または転園もしくは転学等により 当該学校等に初めて在籍、また医療的ケアの実施方法を変更した月の1回については 別に算定)

訪問看護を行った日から2週間以内に情報提供する。一人の利用者に対し1カ所の事業所に限り算定。

~算定対象~

別表第七及び第八に掲げる18歳未満の利用者 18歳未満の腸重症児または準超重症児

③訪問看護情報提供療養費3

1500円/月

保険医療機関等に入院または入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する利用者の同意を得て、訪問看護にかかわる情報を文書により主治医に提供した場合。 入院または入所を把握した時点で速やかに情報提供する。

また入院または入所した保険医療機関の求めに応じて、当該文書の写しを共有する。 一人の利用者に対し1カ所の事業所に限り算定。

■訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ステーションが下記1)2)3)の対応を行い在宅で死亡した利用者について 死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に訪問看護基本療養費や退院支援指導加算 も含め2回以上算定している場合、訪問看護基本療養費の対象となる最終訪問日 (死亡時刻前の当日訪問も含む)に算定。

- 1)主治医との連携のもと在宅での終末期の看護を提供する
- 2)ターミナルケアの実施については厚生労働省「人生の最終段階のおける医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、 利用者及びその家族等と話合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に他の 関係者と連携の上対応する
- 3)訪問看護ステーションの連絡担当者氏名、連絡先電話番号、緊急時の注意事項等に ついての支援体制を利用者及びその家族等に対し説明したうえでケアを行う

訪問看護ターミナルケア療養費1 25000円

在宅で死亡した利用者または特養護老人ホーム等で死亡した利用者 (看取り介護加算を算定していない利用者)に対しターミナルケアを行った場合 訪問看護ターミナルケア療養費2 10000円

特養護老人ホーム等で死亡した利用者(施設側で看取り介護加算を算定している利用者)に対しターミナルケアを行った場合

※特別養護老人ホーム等とは指定特定施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定介護老人福祉施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、 認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム)を含む。

■遠隔死亡診断補助加算

1500円/回

医師が行う死亡診断等について情報通信機器を活用した在宅での見取りに関する 研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断 を補助した場合、訪問看護ターミナルケア療養費の加算として算定する。 利用者は厚生労働大臣が定める特別地域に居住する利用者に限る。

病院・診療所の訪問看護にも遠隔死亡補助診断加算が新設されている150点/回

■訪問看護ベースアップ評価料

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 780円/月 訪問看護ステーションに勤務する医療従事者の賃金の改善を実施している場合、 訪問看護管理療養費を算定する利用者に一人につき1回/月算定 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1~18(10円~500円)/月

- ■精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅲ)の加算
 - ※精神科訪問看護基本療養費(IV)は管理療養費やその他加算は算定できないが、

特別地域訪問看護加算は算定可

①精神科緊急訪問看護加算

算定要件は訪問看護基本療養費(|)(||)と同様

月14日目まで2650円/回・月15日目以降2000円/日

②長時間精神科訪問看護加算

算定要件は訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)と同様

5200円/回

③複数名精神科訪問看護加算

利用者またはその家族の同意を得て、保健師または看護師と同時にその他職員の同行による 訪問看護(30分未満は除く)を実施した場合

イ:保健師または看護師+他の保健師・看護師・OT

1日1回… 同一建物内 1 ~ 2 人 4500円/回

同一建物内3人以上 4000円/回

1日2回… 同一建物内 1 ~ 2 人 9000円/回

同一建物内3人以上 8100円/回

1日3回以上… 同一建物内 1 ~ 2 人 14500円/回

同一建物内3人以上 13000円/回

口:保健師または看護師+准看護師 1日1回… 同一建物内 1~2人 3800円/回

同一建物内3人以上 3400円/回

1日2回… 同一建物内 1 ~ 2 人 7600円/回

同一建物内3人以上 6800円/回

1日3回以上… 同一建物内 1 ~ 2 人 11200円/回

八:保健師または看護師+看護補助者または精神保健福祉士(週1日まで)

1日1回… 同一建物内 1 ~ 2 人 3000円/回

同一建物内3人以上 2700円/回

※原則週3日までの算定日数だが、イ・ロにおいては別表第七・第八と 精神科特別訪問看護指示書の場合制限なし

4)精神科複数回訪問加算

以下の要件を満たしたうえで1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合

- 1)訪問看護ステーションが「24時間対応体制加算」および「精神科重症患者支援管理連携加算
 - ・精神科複数回訪問加算」を地方厚生局長へ届出している
- 2)主治医が複数回の訪問看護が必要であると認めた利用者である(指示書への記載)
- 3)主治医の医療機関が利用者に対して精神科在宅患者支援管理料を算定している

2回/日訪問: 同一建物内1~2人 4500円/日

同一建物内3人以上 4000円/日

3回以上/日の訪問:同一建物内1~2人 8000円/日 同一建物内3人以上 7200円/日

⑤夜間・早朝、深夜訪問看護加算 算定要件は訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)と同様 夜間(18:00~22:00)早朝(6:00~8:00) 2100円/日 深夜(22:00~6:00) 4200円/日

⑥特別地域訪問看護加算 算定要件は訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)と同様 基本療養費の50/100

【 介護保険 】

- ■支給限度額基準額内 加算
 - ①夜間・早朝加算及び深夜加算

夜間(18時~22時) 25%增

早朝(6時~8時) 25%增

深夜(22時~6時) 50%増

上記に計画的な訪問看護を行った場合

- 1月以内の2回目以降であれば緊急時訪問でも算定可
- ②複数名訪問加算
- ~算定対象~
 - 1)身体的理由により一人での訪問看護が困難
 - 2)暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる
 - 3)その他利用者の状況から判断し1)2)に準ずると認める場合
 - ▶複数名加算(Ⅰ)

30分未満: 254単位/回 30分以上: 402単位/回

利用者、家族の同意を得て、

1人の利用者に対し、一つの事業所から同時に複数の看護師等

(このいずれか2人)が訪問看護を行った場合

※看護師等=看護師、准看護師、保健師、PT、OT、ST

▶複数名加算(Ⅱ)

30分未満:201単位/回 30分以上:317単位/回

看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合

- ※看護補助者の資格は問わないが訪問看護事業所に雇用されている者
- ※看護補助者とは看護師等指導のもと療養上の世話、居宅内の環境整備、 看護用品及び消耗品の整理整頓といった看護業務の補助を行う者
- ③長時間訪問看護加算 300単位/回

特別管理加算の対象となる利用者に対し、

1時間以上~1時間30分未満の訪問看護を行った後に引続き

訪問看護を行い通算1時間30分以上の訪問看護を行う場合

※アクシデントにより1時間30分を超えた場合は算定不可

④専門管理加算 250単位/月

緩和ケア、褥創ケアもしくは人工肛門ケア及び 人工膀胱ケアに係る 専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を受けた看護師又は特定 行為を終了した看護師が、1カ月に1回以上、指定訪問看護を行うと共に 計画的管理を行った場合

⑤遠隔死亡診断補助加算 150単位/回

ターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の

死亡診断の補助を行った場合に加算

⑥初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した 場合に初回の訪問看護を行った月に加算ができる

▶初回加算(I) 350単位/月

病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の 訪問を行った場合

▶初回加算(II) 300単位/日

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して初回の訪問看護を 行った場合

⑦退院時共同指導加算 600単位/回

病院・診療所又は介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院中又は 入所中の者が、退院・対処する際に訪問看護師等(准看護師を除く)が 主治医などと連携して在宅生活での療養上必要な指導を行い、 その内容を提供した場合

⑧看護・介護職員連携強化加算 250単位/回

訪問看護事業所の職員が訪問介護事業所の介護職員等に対し、痰吸引にかかわる計画書や報告書の作成および緊急時対応についての助言を行い、以下1)又は2)を実施した場合

- 1)訪問介護職員に同行し利用者の居宅において業務の実施状況を確認 2)利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための 会議に出席する
- ⑨看護体制強化加算

以下基準に適合しているとして都道府県知事に届け出た場合算定

- 1) 算定日が属する月の前6か月間において緊急訪問看護加算を算定した 実利用者÷実利用者総数が50%
- 2) 算定日が属する月の前6月間において、特別管理加算を算定した 実利用者÷実利用者総数が20%以上
- 3) (介護予防)訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員 の割合が6割以上
- ▶訪問看護(I) 550単位/月

算定日が属する月の前12月間ターミナルケア加算の利用者5名以上(要支援除く)

▶訪問看護(II) 200単位/月

算定日が属する月の前12月間ターミナルケア加算の利用者1名以上(要支援除く)

▶介護予防訪問看護 100単位/月

⑩口腔連携加算 50単位/月

事業所と歯科専門職の連携のもと口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い 歯科医療機関およびケアマネジャーへ利用者の同意を得た上で情報提供 を行った場合(月1回、1事業所のみ)

【 介護保険 】

- ■支給限度額基準額外 加算
- ①緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族から電話などにより常時対応できる体制にある ステーションにおいて、緊急訪問を行う場合。

加算の算定をする事を利用者又は家族へ説明し同意を得ること。

- ▶緊急時訪問看護加算(Ⅰ)600単位/月
 - 1)利用者、その家族等から意見を求められた場合、常時対応できる 体制にある
 - 2)緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の 体制整備を行っている。下記アまたはイを含む2項目以上を満たすこと

- ▶緊急時訪問看護加算(Ⅱ)574単位/月 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の1)に該当するものであること
- ②特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者に対し訪問看護の実施に関する計画的な 管理を行った場合

- ▶特別管理加算(I)500単位/月
 - ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は 在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を 受けている状態
 - ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ▶特別管理加算(Ⅱ)250単位/月
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法 指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法 指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、 在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けて いる状態
 - ・人工肛門、人工膀胱を造設している状態
 - ・真皮を越える褥瘡の状態 1)NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度
 - 2)DESIGN-R分類 D3、D4又はD5
 - ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ③サービス提供体制強化加算
 - 1)看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施 (外部における研修も含む)
 - 2)利用者に関する情報、もしくはサービス提供にあたっての留意事項の 伝達、または看護師等の技術指導を目的とした会議を1カ月1回程度開催
 - 3) すべての看護師等に対し健康診断等を定期的に実施(少なくとも1回/年)
 - (I)6単位/回

上記3つの要件を満たし勤続年数7年以上の職員を30%以上配置

(Ⅱ)3単位/回

上記3つの要件を満たし勤続年数3年以上の職員を30%以上配置

49ーミナルケア加算

2500単位

下記5つの要件を満たし在宅で死亡した利用者について死亡日及び 死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施している場合

- 1)主治医との連携のもとに訪問看護におけるターミナルケアにかかわる 計画及び支援体制について利用者、その家族へ説明を行い同意を 得ている
- 2) 24時間連絡、訪問看護を行うことができる体制を整備している
- 3) 人生の最終段階における医療・ケアの決定のプロセスにおける ガイドライン等の内容を踏まえ、利用者と話し合う
- 4)利用者本人の意思決定をもとに看護記録に記録している
- 5) ターミナルケアの提供について看護記録に記録している
- ⑤特別地域・中山間地域へ居住する者へのサービス提供加算 規定された地域に訪問看護事業所が所在する場合に規定の割合を加算 1)特別地域訪問看護加算 15%増
 - ①離島振興対策地域(離島振興法)
 - ②奄美郡島
 - ③振興山村(山村振興法で指定する地域)
 - 4)小笠原諸島
 - ⑤沖縄振興特別措置法に規定する離島
 - ⑥過疎地域等であって人口密度が希薄、交通が不便等の理由でサービス 確保が著しく困難な地域として厚生労働省が定めた地域
 - 2)中山間地域等における小規模事業所加算 10%増 確保が著しく困難な地域として厚生労働省が定めた地域
 - ⑦豪雪地帯・特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法)
 - ⑧辺地(辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律)
 - ⑨半島振興対策実施地域(半島振興法)
 - ⑩特定農山村地域(特定農山村法)

- ①過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)
- 3)中間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5%増

上記①~⑤及び⑦~⑪の地域